

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	転覆																						
発生日時	不明（平成27年9月4日 12時00分ごろ～8日 11時45分ごろの間）																						
発生場所	不明（沖縄県久米島町久米島南西方沖）																						
事故の概要	漁船海修丸は、航行中、転覆した。 海修丸は、船長が死亡し、主機等に濡損を生じた。																						
事故調査の経過	平成27年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																						
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 海修丸、9.7トン ON2-0635（漁船登録番号）、個人所有 11.98m (Lr) × 3.21m × 1.28m、FRP ディーゼル機関、205.95kW、昭和59年10月9日 第294-11661号（船舶検査済票の番号）																						
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年9月29日 免許証交付日 平成25年10月22日 (平成30年11月17日まで有効)																						
死傷者等	死亡 1人（船長）																						
損傷	主機等に濡損																						
気象・海象	気象： 久米島灯台から東南東方約4海里（M）に位置する久米島特別地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" data-bbox="549 1794 1382 2040"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日付</th> <th rowspan="2">時刻 (時：分)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月4日</td> <td>09:00</td> <td>西北西</td> <td>3.4</td> <td>北西</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>09:00</td> <td>南</td> <td>3.8</td> <td>南</td> <td>6.3</td> </tr> </tbody> </table>	日付	時刻 (時：分)	平均		最大瞬間		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	9月4日	09:00	西北西	3.4	北西	5.7	5日	09:00	南	3.8	南	6.3
日付	時刻 (時：分)			平均		最大瞬間																	
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																		
9月4日	09:00	西北西	3.4	北西	5.7																		
5日	09:00	南	3.8	南	6.3																		

	<table border="1"> <tr> <td>6日</td> <td>09:00</td> <td>南西</td> <td>4.9</td> <td>南西</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>7日</td> <td>09:00</td> <td>北北東</td> <td>3.4</td> <td>北</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>8日</td> <td>09:00</td> <td>北北東</td> <td>2.9</td> <td>北東</td> <td>6.4</td> </tr> </table> <p>海象：海面水温 約29℃（気象庁 日別海面水温における観測値） 気象庁の沿岸波浪図によれば、沖縄島沖（東シナ海側）沿岸代表点（久米島灯台から東北東方約45M）における有義波*¹ 及び風の推算値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日付</th> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="3">有義波</th> <th colspan="2">風</th> </tr> <tr> <th>波向</th> <th>周期 (秒)</th> <th>波高 (m)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月4日</td> <td>09:00</td> <td>西北西</td> <td>4</td> <td>0.8</td> <td>北西</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>09:00</td> <td>北北西</td> <td>6</td> <td>0.5</td> <td>南西</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>6日</td> <td>09:00</td> <td>西北西</td> <td>6</td> <td>1.2</td> <td>西南西</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>7日</td> <td>09:00</td> <td>北西</td> <td>9</td> <td>1.2</td> <td>北西</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>8日</td> <td>09:00</td> <td>北北東</td> <td>6</td> <td>1.5</td> <td>北北東</td> <td>8.2</td> </tr> </tbody> </table>	6日	09:00	南西	4.9	南西	9.6	7日	09:00	北北東	3.4	北	5.8	8日	09:00	北北東	2.9	北東	6.4	日付	時刻 (時:分)	有義波			風		波向	周期 (秒)	波高 (m)	風向	風速 (m/s)	9月4日	09:00	西北西	4	0.8	北西	5.7	5日	09:00	北北西	6	0.5	南西	2.6	6日	09:00	西北西	6	1.2	西南西	9.8	7日	09:00	北西	9	1.2	北西	4.6	8日	09:00	北北東	6	1.5	北北東	8.2
6日	09:00	南西	4.9	南西	9.6																																																													
7日	09:00	北北東	3.4	北	5.8																																																													
8日	09:00	北北東	2.9	北東	6.4																																																													
日付	時刻 (時:分)	有義波			風																																																													
		波向	周期 (秒)	波高 (m)	風向	風速 (m/s)																																																												
9月4日	09:00	西北西	4	0.8	北西	5.7																																																												
5日	09:00	北北西	6	0.5	南西	2.6																																																												
6日	09:00	西北西	6	1.2	西南西	9.8																																																												
7日	09:00	北西	9	1.2	北西	4.6																																																												
8日	09:00	北北東	6	1.5	北北東	8.2																																																												
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成27年9月3日朝、操業と‘外国漁船の操業状況についての調査業務’（以下「本件業務」という。）の目的で、沖縄県那覇市泊漁港を出港した。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合は、船長から9月4日12時00分ごろに久米島灯台から229°（真方位、以下同じ。）51.0M付近にいる旨の定時連絡を受けたが、その後、定時連絡を受けていなかった。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合は、9月8日08時40分ごろ、本船に無線で呼出しを依頼した漁業無線局から応答がない旨の報告を受け、海上保安庁に捜索を要請した。</p> <p>本船は、11時45分ごろ、久米島灯台から252° 18.5M付近において、無人で転覆しているところを捜索中の海上保安庁の航空機に発見された。</p> <p>船長は、18時02分ごろ捜索に当たっていた巡視艇により久米島灯台から273° 19.7M付近において、漂流しているところを発見され、その後、溺死と検案された。</p> <p>本船は、引船で久米島町^{かねぐすく}兼城港浜崎地区にえい航された。 （付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>																																																																	
その他の事項	<p>本船が所属する漁業協同組合担当者によれば、次のとおりであった。</p> <p>(1) 本船は、北緯26°以南で本件業務を行う予定であった。</p> <p>(2) 本船は、船体等に衝突の痕跡は見られなかった。</p>																																																																	

*¹ 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいう。

	(3) 船長は、出航前、不調を訴えていなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 本船は、久米島南西方沖において、船長が4日12時00分ごろ定時連絡を行った後、8日11時45分ごろ無人で転覆しているところを発見されたことから、この間において、転覆したものと考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。 船長は、溺死した。 船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。 船長の救命胴衣の着用状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、久米島南西方沖において、転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・防水型携帯電話等を常に携帯し、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。 ・PLB（携帯用位置指示無線標識）を携帯することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

